

船主企第21号
平成23年7月12日

金融庁長官
三國谷 勝範 殿

社団法人 日本船主協会
会長 芦田 昭充



IFRS 適用に関する提言

日本船主協会（以下、当協会）は、2009年6月に企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取り扱いについて（中間報告）」において、わが国が2015年にも国際会計基準（以下“IFRS”）を上場会社の連結財務諸表に強制適用する可能性があることが示唆されたことを受けて、海運業界にとって最も影響が大きいと考えられる会計基準を取り上げて、既存の会計実務に対する影響の検討を行うとともに、IASBが公表した基準案についても、海運業会計の実務者の立場からIASBに対し、必要に応じて当協会としての意見を発信してきた。

当協会は、EUをはじめ諸外国で採用されているIFRSをわが国の上場企業の連結財務諸表の作成基準として当局が容認することの政策的意義は認識しつつも、IFRSの導入方法、時期については慎重に検討すべきであると考えている。企業会計基準の果たすべき役割やIFRSの品質については多様な意見があり、わが国の制度会計のあり方を問うことにもなるIFRS導入の決定に当たっては、関係当局が関係各界に広く意見を求め、わが国にとって最善の選択がなされることを当協会は念願するものである。

また、当協会は、IFRSをわが国がどのように導入していくのか、そして、単体決算にIFRS導入を想定した場合に税法や会社法をどう変えていくのかという重要な論点が不透明であるにも拘わらず、あたかも日本のIFRS導入が決まったかのように、個別企業レベルでも、導入準備の‘見切り発車’が生じている事態は異常であって、放置されるべきではないと受けとめている。

当協会は以上のような立場から、下記の通り意見表明を行うものである。

記

1. 海運業界に対する影響

上場企業の連結財務諸表に対するIFRS導入は、一部の業種に著しい負担を強いる可能性があるが、海運業にとっては、「リース」、「収益認識」、「機能通貨」の基準において、そうした負担が顕在化する可能性が大きいと予想している。そこで、当協会としてIASBの公表した「リース会計」、「収益認識」の公開草案に対して次のような意見を発信してきたところである。「機能通貨」（IAS21号）については、IASBにおいて見直しの対象となっていないが、収益・費用の両面でUS\$建取引が太宗を占める海運業ではこの基準に対応するために複数帳簿（ドル帳簿と円帳簿）をシステムの的に用意する必要が見込まれ、費用対効果の点で疑問の残る会計基準であると認識している。

①リース会計

世界の海運業界において普遍的に行われる定期傭船契約につき IASB の公表したリース会計基準ではリースと役務提供の複合契約とみなされる恐れがあることから、当協会を含め世界各国の船主協会が IASB に対して海上運送役務の提供を目的とする定期傭船契約の実態を踏まえ、定期傭船契約がリース会計基準の対象に含まれない旨が明らかにされる必要があると意見表明している。

②収益認識

顧客に対する財・サービスの支配の移転という考え方によって収益認識を行う会計基準が公開されている。この公開草案の考え方は、本船という輸送手段が行う航海という事実を鍵として収益と原価の対応をとって損益管理を行う海運業の会計実務と理論的に相容れない内容になっており、当協会として IASB にその旨意見表明を行っているところである。

我が国の海運業界における収益認識の基準は、過去の会計実務や税務の要請のバランスによって醸成されてきたものであり、仮にその根本的な変更が必要となった場合には海運業界に多大な負担をもたらすばかりではなく、経営管理の基盤を揺るがす可能性がある。

IFRS の「リース会計」、「収益認識」の公開草案の考え方が大きく修正されることなく議決されると、海運業界において歴史的にその合理性が実証されてきた会計実務を大きく変更する必要が生じると考えられるが、そのような変更によって、経営実態が正しく反映された有用な会計情報が提供できるかといえるのか疑念をぬぐえない。

2. 提言

<提言①：連結財務諸表への IFRS の適用は、当面任意適用とすることが望ましい>

前述の海運業界の事例のように、IFRS の一部基準には、その適用で作成者に著しい負担を強いたり、或いは経営実態が正しく反映されない等の問題が生じる可能性のあるものが含まれている。そのため IFRS の強制適用の是非が検討される際には十分な議論が尽くされ、個別の基準毎に企業が蒙ると予想される不利益を考慮した現実的な対応が講じられ、強制適用に際して、メリットを上回るデメリットが生じることのないよう慎重な配慮がなされることを要望する。したがって、当協会は、わが国がそのような対応を講じることが出来るまでは、任意適用が望ましいと考える。

<提言②：強制適用開始時期に関する現在の想定スケジュールは白紙に戻すべきである>

仮に一定の範囲の上場企業の連結財務諸表に対して IFRS の強制適用を行う旨の政策判断がなされる場合においても、その決定の時点から十分な準備期間が考慮されるべきである。

強制適用の是非の判断を“2012年を目処に決定”することが金融庁から公表された際に、“2015年又は2016年”という具体的な適用開始時期の想定までが併せ公表されたことは社会的影響への配慮が十分でなかったと言わざるをえない。IFRS に基づく財務諸表では少なくとも先行する1期分の比較対象期間の情報を表示しなければならず、2015

年3月期の早期適用開始を想定した場合は、IFRS移行日は2013年4月1日となり、今から2年あまりしか準備期間がないことになる。そのため、多数の上場企業がIFRSを想定導入期限に間に合わせるための‘見切り発車’的動きを始めていることが明らかになっているが、2012年とされているIFRS強制適用企業の範囲、適用時期などに関する決定内容の如何によっては、このような導入準備のための負担がまったくの徒労に終わりがねない可能性がある。IFRSの任意適用を希望する企業は別として、一般の企業に対して見切り発車的なIFRS導入準備を促すことは当局の本意ではないと考えるので、当局におかれては早急にかかる誤解の解消に努められるよう要請したい。

<提言③：コンバージェンスの進め方には慎重になるべきである>

単体決算に適用される自国基準とIFRSのコンバージェンスは、慎重に行うべきであると考えられる。自国基準には、投資家への情報開示のみならず、会社法の配当可能利益の算定、利害関係の調整や法人税法の定めによる課税所得の計算の基礎を提供するという社会的役割があり、その意味で、公正価値概念に基づく資産・負債アプローチを基本とするIFRSとは相容れないという意見も多い。連結財務諸表へのIFRS適用が既に認められており、今後適用会社数が増えていくことを前提とすれば、自国基準のコンバージェンスは、IFRSに一方的に歩み寄るのではなく、企業に不利益が生じないよう会社法・税法との整合性を確保することを念頭に慎重に進められるよう要望するものである。

以上